

第 4 5 5 回（臨時）福崎町議会会議録

平成 2 6 年 5 月 2 7 日（火）  
午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 平成 2 6 年 5 月 2 7 日、第 4 5 5 回（臨時）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 4 名

1 番	宮 内 富 夫	8 番	前 川 裕 量
2 番	木 村 いづみ	9 番	松 岡 秀 人
3 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	難 波 靖 通
4 番	城 谷 英 之	1 1 番	小 林 博
5 番	富 田 昭 市	1 2 番	高 井 國 年
6 番	北 山 孝 彦	1 3 番	釜 坂 道 弘
7 番	石 野 光 市	1 4 番	志 水 正 幸

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 志 水 利 雄 主 査 佐 野 允 保

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	高 寄 十 郎	技 監	松 尾 成 史
会 計 管 理 者	萩 原 昌 美	総 務 課 長	尾 崎 吉 晴
企 画 財 政 課 長	福 永 聡	税 務 課 長	中 塚 保 彦
地 域 振 興 課 長	近 藤 博 之	住 民 生 活 課 長	松 岡 英 二
健 康 福 祉 課 長	高 松 伸 一	農 林 振 興 課 長	井 上 茂 樹
ま ち づ くり 課 長	豊 國 明 仁	上 下 水 道 課 長	長 澤 茂 弘
社 会 教 育 課 長	山 下 健 介	学 校 教 育 課 長	山 本 欽 也

1. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 5 号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 5 報告第 6 号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 6 報告第 7 号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 7 報告第 8 号 議会の委任による専決処分の報告について（西光寺地区下水道舗装本復旧工事（その 2））
- 第 8 議案第 3 1 号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）
- 第 9 議案第 3 2 号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町手数料条例の一部を改正する条例）

- 第 1 0 議案第 3 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 6 年度福崎町一般会計補正予算（第 1 号））
- 第 1 1 議案第 3 4 号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 発議第 1 号 福崎町議会基本条例の一部を改正する条例について
- 第 1 3 質疑
- 第 1 4 討論・採決

1. 本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 5 号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 5 報告第 6 号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 6 報告第 7 号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 7 報告第 8 号 議会の委任による専決処分の報告について（西光寺地区下水道舗装本復旧工事（その 2））
- 第 8 議案第 3 1 号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）
- 第 9 議案第 3 2 号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町手数料条例の一部を改正する条例）
- 第 1 0 議案第 3 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 6 年度福崎町一般会計補正予算（第 1 号））
- 第 1 1 議案第 3 4 号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 発議第 1 号 福崎町議会基本条例の一部を改正する条例について
- 第 1 3 質疑
- 第 1 4 討論・採決

1. 開会

議 長 皆さんおはようございます。

第 4 5 5 回福崎町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

初夏の陽気とともに、爽やかな陽射しがさし、福崎の山には新緑が映えるすばらしい季節となりました。

議員の皆さんにおかれましては、本臨時会にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

さて、本臨時会に提案されます案件は、報告第 5 号から第 8 号までの 4 件、議案は第 3 1 号から第 3 4 号までの 4 件、委員会発議は 1 件の、計 9 件であります。

いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても、格別のご協力をお願いいたしまして、本臨時会の開会の挨拶といたします。

ただ今の出席議員数は 1 4 名でございます。定足数に達しております。

よって、第455回福崎町議会臨時会が成立したことを宣告いたします。

また、事務局から写真撮影の申し出が出ておりますので、撮影を許可しております。

ただ今から、第455回福崎町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

なお、日程に入る前に、4月1日付で職員の異動があり、このたび新しく技監に就任されました松尾技監、及び、新しく会計管理者に就任されました萩原会計管理者から挨拶の申し出がありますので、発言を許可いたします。

技 監 おはようございます。4月1日付で技監兼福崎駅周辺整備室長に着任いたしました松尾でございます。

私は、農林振興課、まちづくり課、上下水道課のうち、下水道に関する部門と、福崎駅周辺整備室を所管しております。

着任しましてから、およそ2カ月が経過しましたが、本年度から福崎駅周辺整備の事業着手という、大変重要な時期を迎えており、その職責の重大さを痛感しているところでございます。

微力ではございますが、福崎町のさらなる発展に少しでも貢献できますよう、職務に精いっぱい取り組んでまいりますので、議員の皆様方には、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、どうかよろしくお願い申し上げます。

会 計 管 理 者 4月1日付の人事異動により、会計管理者の職についております萩原です。どうぞよろしくお願いいたします。

私はもとより微力ですが、努力を重ね職責を全うしたいと、このように考えております。議員の皆様におかれましては、どうぞ温かいご指導とご鞭撻をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名をいたします。

6番、北山孝彦議員

8番、前川裕量議員

以上の両議員にお願いをいたします。

#### 日程第2 会期の決定

議 長 日程第2は、会期の決定であります。

会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議されておりますとおり、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間といたします。

#### 日程第3 諸報告

議 長 日程第3は、諸報告であります。

第454回定例会閉会后、本日までの議会活動については、事務局に報告をさせます。

事務局 議会活動報告をいたします。

報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。

4月5日、桜児童ふれあい広場において、福崎町観光協会観桜会が開催され、議長ほか議員が出席し、議長が挨拶を述べてまいりました。

4月10日、文化センターにおいて、福崎町老人大学開講式が行われ、議長が出席し、挨拶を述べてまいりました。

4月11日、姫路キャッスルホテルにおいて、西播磨市町議長会役員会及び第1回総会が開催され、議長が出席いたしました。

4月17日、徳島グランヴィリオホテルにおいて、播磨地方拠点都市地域市町議会協議会総会が開かれ、議長が出席いたしました。

4月26日、第1グラウンドにおいて、第8回民俗辻広場まつりが開催され、議長ほか議員が出席いたしました。

5月11日、福崎東中学校において、福崎町消防団消防操法大会が行われ、議長ほか議員多数が出席いたしました。

5月13日、大会議室において、福崎町民主化推進協議会総会が開かれ、総務文教常任委員が出席いたしました。

5月21日、ホテル北野プラザ六甲荘において、兵庫県町議会議長会評議員会議が開かれ、議長が出席いたしました。

同じく、5月21日、文化センターにおいて、福崎町老人クラブ連合会総会が開催され、副議長が出席し、挨拶を述べてまいりました。

5月23日、エルデホールにおいて、福崎町戦没者追悼式が挙行され、議長ほか議員多数が出席、議長が追悼の言葉を述べてまいりました。

その他の議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。

以上です。

議 長 以上で、議会活動報告を終わります。

次は、議案の上程及び議案説明であります。

これより、報告第5号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）から、発議第1号、福崎町議会基本条例の一部を改正する条例についてまでの9件を議題といたします。

これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町 長 おはようございます。

第455回福崎町議会臨時会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

田植えを目前に控え、忙しい時期になってまいりました。福崎町内の各組織におかれましては、5月中にほぼその総会を開かれまして、それぞれの行事予定、あるいは事業計画、予算を組まれておりまして、本格的な活動が始動しているわけでございます。

さて、本日の議会には、報告4件、議案4件の計8件を提案しております。

報告の中に、3件が損害賠償の額を定めて和解をするとなっております。私どもは交通安全のために一生懸命慎重に取り組んでまいりましたけれども、結果としてこのような報告をすることになりました。これから、一層身を引き締めて、交通事故の発生は少なくなるように努めてまいりたいと考えております。



事故の概要ですが、確定申告相談業務で、田尻公民館に出向き、事故発生現場において駐車していた車両を前進させ、左折したところ、玄関スロープの左側手すりに気づかず接触し、ポールを破損させたものです。

損害賠償額はポールの取りかえにかかる費用、5万7,750円でございます。

以上、報告第5号及び報告第6号の説明とさせていただきます。両議案ともご了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第6 報告第7号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）

議長 日程第6、報告第7号、議会の委任による専決処分の報告（損害賠償の額を定め和解すること）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

学校教育課長 報告第7号、議会の委任による専決処分の報告について、説明申し上げます。

報告第7号資料を合わせてごらんください。物損事故における損害賠償の額を定め、和解することについて、平成26年3月31日、専決処分を行ったもので、事故の発生日は平成25年12月25日、午後4時15分ごろです。事故の発生場所は福崎町西治1492番113地先、相手方は社会福祉法人福崎町社会福祉協議会理事長〇〇〇氏です。

事故の概要は、保育バス運転手が保育バスで保育園児を送迎中、事故発生場所において対向から相手方ライトバンが坂を上がってくるのが確認できたため停止したところ、ライトバンがオーバーランし、バス前方と接触したものです。

損害賠償額は、相手方車両の修理にかかる費用の20%となる3万6,000円です。

以上、報告第7号の説明とさせていただきます。よろしくご了承のほど、お願いいたします。

日程第7 報告第8号 議会の委任による専決処分の報告について（西光寺地区下水道舗装本復旧工事（その2））について

議長 日程第7、報告第8号、議会の委任による専決処分の報告（西光寺地区下水道舗装本復旧工事（その2））についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

上下水道課長 報告第8号について、ご説明申し上げます。

議会の委任による専決処分について、地方自治法第180条第2項の規定により、報告させていただくものであります。

この報告、西光寺地区下水道舗装本復旧工事（その2）は、平成25年11月18日に一般競争入札に付し、12月議会で議決をいただき、12月10日に工事請負契約を締結し、着工したものであります。

請負者、宗和建设株式会社と3月28日付で工事請負の変更契約を締結したことによるもので、このたびの変更につきましては、消費税率の改正に伴い、168万3,000円を増額し、変更後契約金額を6,058万8,000円にするもので、工事内容等の変更はございません。

以上で、報告第8号の説明とさせていただきます。よろしくご理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

日程第 8 議案第 3 1 号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）

議 長 日程第 8、議案第 3 1 号、専決処分の承認を求めること（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

税 務 課 長 それでは、議案第 3 1 号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今回の専決処分における福崎町町税条例等の一部改正については、3本の条例を一括で改正しようとするものです。

一つ目は、第 1 条関係として、町税条例の一部改正で、上位法令であります地方税法及び同法施行令等の一部を改正する法律が、平成 2 6 年 3 月 3 1 日に公布、同年 4 月 1 日に施行されたことに伴う条例の改正です。

二つ目は、第 2 条関係として、平成 2 5 年 1 2 月議会で議決をいただきました町税条例の一部を改正する条例を、今回、上位法令の改正に伴い、その一部を改正するものです。

三つ目は、第 3 条関係として、徴収等の特例に関する条例の一部を改正するもので、1 期で年税額の全額を徴収することができる限度額を改正するもので、いずれも、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、専決処分し、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

議案第 3 1 号資料 1 ページをお開きください。

まず、第 1 条関係の改正概要は 3 点ございまして、まず 1 点目は、法人町民税の一部国有化、地方法人税といたしますが、国有化に伴う税率の改正で、地域間の税額の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人町民税、法人税割りの一部を新たに創設する地方法人税の原資とするため、法人税割りの税率を 1 2 . 3 % から 9 . 7 % に、2 . 6 % 減じる改正です。

2 点目は、軽自動車税の税額の変更でございます。4 月からの消費税増税に対し、自動車取得税が段階的に廃止になることから、地方に交付される自動車交付金が減額となる財源の代替措置として、軽自動車税の税額見直しがされるものです。右側上段の表が原付、軽二輪、及び小型二輪の改正で、平成 2 7 年度分から最低税額を 2 , 0 0 0 円とし、税額を約 1 . 5 倍に引き上げる改正です。また、表下段の軽自動車等三輪以上の軽自動車については、平成 2 7 年 4 月 1 日以降に最初の新車登録を受けたものから、改正案（1）の税額をそれぞれ適用し、平成 2 8 年度分から課税となります。

なお、平成 2 6 年度、平成 2 7 年 3 月 3 1 日までに新車登録を受けたものについては、現行の税額のままとするものです。

また、最初の新規の検査登録から 1 3 年を経過した軽四輪車等については、平成 2 8 年度分から 1 番右側②のおおむね 2 0 % の重課税額の税額が導入されます。平成 2 8 年度分から重課税額で課税される車両については、平成 1 4 年 1 2 月までに購入した軽四輪車等について、②の税額で課税されることとなります。

3 点目は、固定資産税の償却資産に係るわがまち特例の拡大で、平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までに取得した浸水防止用設備に対して講ずる特例措置の創設と、ノンフロン製品を利用した業務用冷凍冷蔵機器に対して講ずる特例措置 3 年度分の創設で、わがまち特例として、それぞれ 3 分の 2 と 4 分の 3 とする割合として、条例で定めるものと、公共の危害防止のために設置された施設または設備の三つの対象資産について、わがまち特例として条例でその割合

をそれぞれ定め、適用期限を2年間延長するものです。

議案資料2ページから5ページに、町税条例の一部改正、1条関係の改正内容をお示ししております。

2ページをごらんください。表の左側に、左の欄に改正条項、中央欄に改正内容、右の欄に現行の内容を記載しております。条例第23条、第48条、第52条関係については、地方税法において外国人及び外国法人に係る外国税額控除制度が創設されたことに伴う非居住者に係る納税義務者の適用、申請、申告納付等所用の規定の整備を行うものです。

条例第34条の4では、冒頭の改正概要で説明しました地方税法の改正により、法人税割りの税率を改める改正です。

条例第57条、第59条については、子ども・子育て支援制度に伴う地方税の改正により、認定こども園等、教育文化施設及び児童福祉施設における固定資産税の非課税適用を受けようとするもののすべき申告等の改正です。

条例第67条、第68条では、固定資産税の納期徴収方法等、町税の賦課徴収に合わせた条文の整備です。

資料第3ページをごらんください。条例第82条、附則第16条は、改正概要で説明しました軽自動車の税額の改正及び新規登録から13年を経過した軽四輪車等への重課の導入による税額の改正です。

附則第4条の2は、公益法人等に係る町民税の課税の特例で、租税特別措置法の条項の追加による条例の整備でございます。

附則第6条、6条の2、6条の3では、居住用財産の買換え等、譲渡損失の損失通算及び繰越控除について、地方税法に同様の規定があるため、条例の条文から削除する改正です。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例を3年間延長する改正です。

附則第10条の2は、改正概要で説明しました上位法の改正による特定の公害防止施設に係る課税標準のわがまち特例の、それぞれ償却資産施設における軽減割合の新設及び適用期限の延長をする改正です。

資料4ページをごらんください。附則第10条の3は、建築物の耐震改修による耐震適合家屋となった場合の改修部分に係る固定資産税の2分の1を軽減できる規定の新設に伴う適用を受けようとするものがすべき申告の規定です。

附則第17条の2は、優良住宅等、住宅地等の長期譲渡所得に係る所得割の軽減の特例が3年間延長する改正です。

附則第19条第1項及び第2項については、一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例について、地方税法の引用する部分の条項の改正です。

議案資料5ページをごらんください。附則第19条の3は、租税特別措置法の改正による所用の規定の整備です。

附則第21条、第21条の2については、地方税法の改正による非課税措置の期限切れに伴う廃止による所用の規定の整備です。

附則第22条は、地方税法に同様の規定があるため、条例の条文から削除する改正です。

資料6ページをごらんください。冒頭で説明しました12月議会において議決をいただいた町税条例の一部改正の条例を3月31日に公布された地方税法等の改正により、条項及び文言の整備と、所用の条項、文言の整備を行うもので、第2条関係として、改正をするものです。

議案資料 7 ページをごらんください。徴収等の特例に関する条例の一部改正を第 3 条関係として改正するものです。

条例第 4 条第 5 項の納期限等について、現行 1 期で年税額の全額を徴収する限度額を、個人住民税均等割の 4, 800 円としていたものを、均等割額が 5, 800 円に改正になるのを受けて、均等割額とした金額表示から、個人住民税均等割相当額の表現に改める改正のほか、徴収令書としていたものを、納税通知書に改め、文言整備を行う改正でございます。

資料 8 ページから資料 27 ページに条例の新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

地方税法の一部を改正する法律が年度末に公布されたことに伴い、やむを得ず地方自治法の規定により専決処分をいたしましたことをご理解賜り、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、議案第 31 号、専決処分の承認を求めることについての説明とさせていただきます。

日程第 9 議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町手数料条例の一部を改正する条例）

議 長 日程第 9、議案第 32 号、専決処分の承認を求めること（福崎町手数料条例の一部を改正する条例）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

健康福祉課長 議案第 32 号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、条例の一部改正の専決処分について、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求めるものです。

介護保険法の一部改正が平成 26 年 3 月 18 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されました。これに伴い、福崎町手数料条例の一部を改正する条例を、平成 26 年 3 月 31 日に専決処分し、4 月 1 日から施行するものです。

改正の内容について、ご説明いたします。議案第 32 号の資料、新旧対照表をごらんください。

別表健康福祉課介護予防支援計画作成手数料中の要支援 1、2 に係る手数料 4, 120 円を 4, 140 円に改正するものです。介護保険報酬は消費税 8% への引き上げに伴い、介護サービス事業所等に実質的な負担が生じないように、消費税対応分を補填する必要があるため、0.63% 増の報酬改定が行われ、介護予防支援費のケアプラン作成手数料が 4, 140 円に改正されたことに伴う改正でございます。

この手数料は、全て公費で支払われ、利用者の自己負担はありません。介護支援計画は、福崎町地域包括支援センターで作成しており、平成 25 年度の実績数は月平均 130 件、年間延べ件数は 1, 564 件で、手数料収入は 644 万 3, 680 円です。

上位法令が 3 月 18 日に公布されたことにより、専決処分としたことをご理解賜り、ご承認いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

日程第 10 議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度福崎町一般会計補正予算（第 1 号））

議 長 日程第 10、議案第 33 号、専決処分の承認を求めること（平成 26 年度福崎

町一般会計補正予算（第1号））についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

企画財政課長 議案第33号について、ご説明を申し上げます。

今回の専決につきましては、死亡事故により中断をいたしました板坂地区治山工事につき、このまま工事現場を放置すると危険であり、早期に完成させるためやむを得ず専決をさせていただいたものであります。

専決内容につきましては、次のページの専決処分書によるもので、4月1日付で、平成26年度福崎町一般会計補正予算（第1号）を定めるものであります。

補正内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ660万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を84億3,760万円とするものであります。第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

企画財政課長 以上、議案第33号の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

#### 日程第11 議案第34号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第11、議案第34号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

税 務 課 長 議案第34号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の条例改正におきましては、大きく二つの改正事項があり、まず一つは上位法令であります地方税法等の一部を改正する法律が、平成26年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴う改正と、もう一つは税率の改正に伴い、条例の改正をするものでございます。

まず、地方税法等の改正につきましては、一つとして課税限度額の引き上げと、二つ目に低所得者に対する軽減措置の拡充が図られた内容の改正です。

一つ目の課税限度額の改正につきましては、平成23年度に引き上げられて以来据え置かれていました限度額超過世帯の割合が上昇する見込みであること、基礎課税分、後期高齢者支援分、介護納付金分の限度額超過世帯の割合にばらつきが見られることなどから、超過割合の高い後期高齢者支援金分に係る課税限度額を、現行の14万円から16万円に、介護納付金分に係る限度額、課税限度額を、現行の12万円から14万円に、それぞれ2万円ずつ引き上げるものでございます。

2点目は、低所得者に対する軽減措置の拡充を図るため、5割軽減、2割軽減についての基準額が引き上げになるものでございます。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定については、現行33万円プラス24.5万円掛ける世帯主を除いた被保険者数とされていたものを、単身世帯も対象とするため、33万円プラス24.5万円掛ける世帯主を含めた被保険者数と改めるもの、また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、現行33万円プラス35万円掛ける被保険者数プラス特定同一世帯所得者数としている基準額を、33万円プラス45万円としたものに改めるものです。

続いて、二つ目の国民健康保険税の税率の改正についてです。当初予算時において、制度改正を含めた概要の説明を申し上げ、医療費の動向、被保険者数の増

減等を勘案し、税率を据え置く予算として可決をいただいたところでございます。

このたび、平成25年度の決算額がほぼ確定し、3月の補正予算の決算を含め、国民健康保険会計全般を検証する中において、一つ、保険事業における定期健診の取り組みにより、再検査等、健診後の早期受診による病状の軽症化、また地域ふくろうの会やふれあい事業など、介護予防事業や食育事業の推進による食生活の改善と生活習慣病に対応した取り組みの効果で、医療費の減少につながったこと、二つ目に、平成24年度に医療費の伸びを約5%増で見込み、料率の改正を行いました。平成25年度の1人当たりの医療費が対前年度比で2.5%の減となり、療養給付費が大きく減少したため、三つ目に、療養給付費の減少により、剰余金が約4,600万円多く見込まれ、基金保有額が約1億5,100万円余りとなるため、療養給付費一般分、国庫支出金等の翌年度精算分の返金予定額を差し引き、歳入歳出をきちきちで見るのではなく、少し余裕を持たせた内容として、国保財政の安定した運営を図るため、基金から約3,900万円ずつの取り崩しを行い、その財源をもって3年程度は改正案の税率として被保険者の負担軽減を図ることとし、平成26年度の課税所得額及び固定資産税の課税額がほぼ確定したため、それらの数値を用いて試算を行いました。

税率の改正においては、所得割と資産割からなる応能割と、均等割と平等割からなる応益割は改正前とほぼ同一の標準的な割合とし、資産割の占める割合が大きい現状を踏まえた引き下げ率とし、当初予算と比較して、所得割は6.1%から5.53%に、0.57%の引き下げ、現行15.1%で課税している資産割を10.0%に5.1%引き下げとしました。また、医療給付費において益を得る被保険者への均等割を2万2,700円から1万8,600円に4,100円、世帯への課税を1万5,900円から1万3,100円に2,800円減じ、応益割と応能割の比率を現行52.34:47.66から、54.26:45.74とした改正案で、5月19日に国民健康保険運営協議会で諮問をさせていただき、答申を受け、国民健康保険税条例の一部を改正する案を提出させていただくことになりました。

以下、議案資料により、ご説明申し上げます。

資料7ページをごらんください。平成25年度国民健康保険特別会計事業勘定決算見込みの歳入分でございます。保険税につきましては、医療分、支援分、介護分の一般と退職の現年度分と滞納分の合計で、予算現額4億1,540万円に対し、現年度徴収率を95.3%と見込み、過年度徴収分と合わせ、決算見込み額は4億1,607万円で、67万円の収入増を見込んでいます。国庫支出金、療養給付費、前期高齢者共同事業の、それぞれ交付金、県支出金及び繰入金等合計で、19億4,733万8,000円、対前年度決算比3.2%の減となりました。

資料8ページをお開きください。歳出の部です。歳出の約67%を占めます保険給付費は、対前年度決算比4.3%減の12億6,937万9,000円、後期高齢者支援金、共同事業拠出金等で合計19億99万9,000円、対前年度決算比2.0%の減となりました。

下の表をごらんください。平成25年度は収入総額19億4,733万8,000円から、支出額19億99万9,000円を差し引き、4,633万9,000円の剰余金が発生する見込みです。また、25年度において1,000万円の基金取り崩しを行い、4,633万9,000円の剰余金のうち、2万円を翌年度に繰り越し、残金4,631万9,000円を財政調整基金に積立を行い、決算後、基金積立額が1億5,116万6,000円となります。

資料 9 ページをごらんください。9 ページでは、保険給付費の月別状況をお示ししています。表の左欄は年間世帯数、被保険者数の異動状況で、加入世帯数は月平均 2, 647 世帯で、下欄の表 24 年度 2, 659 世帯と比べ、12 世帯の減、被保険者数は月平均 4, 676 人で、昨年度より 44 人の減となっています。右の欄の療養給付費、高額療養費等は全戸事業勘定支出の療養給付費の決算見込み額 B の額と同額になっています。

資料 10 ページをごらんください。資料 10 ページは、平成 21 年度から年度ごとの国民健康保険加入状況、療養給付費の状況、高額療養費の状況、療養費の状況をお示ししています。国民健康保険加入状況については、平成 21 年度から平成 24 年度は月平均の実数値で平成 25 年度は月平均の見込み数を計上しています。平成 25 年度療養給付費の一般分と退職分の合計額は、11 億 1, 097 万 1, 000 円で、対前年度比 3.4% 減、1 人当たりでは 23 万 7, 590 円で、対前年度比 2.5% の減となっています。高額療養費の一般分と退職分の合計額は 1 億 2, 900 万 3, 000 円で、対前年度比 11.3% の減となっています。

資料 11 ページには、国民健康保険運営協議会に諮問しました税率の改正案と、ページ右には諮問案に対しての答申の写しをつけております。

資料 12 ページをごらんください。このページから答申をいただきました税率に係る資料です。まず、ページ上段に国民健康保険税条例第 2 条から第 5 条の 2 の改正内容をお示ししています。医療保険分、後期高齢者支援分、介護保険分の所得割、資産割、均等割、平等割、年間保険税の賦課限度額については、諮問案で説明をいたしました税率及び金額のとおりです。下段の表は保険税の軽減区分をお示ししています。軽減区分につきましても、諮問案でご説明いたしましたとおりで、通常税額、その下段に (A) は前年所得が 33 万円以下の 7 割軽減世帯、B は 5 割軽減世帯、C は 2 割軽減世帯で、それぞれ軽減後の額をお示ししています。なお、後期高齢者支援分、介護保険分の税率は据え置きのため、税額の変更はございません。世帯の所得の金額欄及び医療保険分の欄の表中の括弧内は、改正前の内容をお示ししています。

13 ページをお開きください。13 ページは国民健康保険税改正案の基礎課税分、医療分の内容をお示ししています。税率等の改正については、(1) は所得割、資産割、均等割、平等割限度額の現行と諮問案の税率及び金額をお示ししています。上段中央 (2) は平成 26 年 4 月 1 日現在での基礎数値ですが、世帯数で一般が 2, 556 世帯、退職で 142 世帯、被保険者数で一般が 4, 394 人、退職が 347 人となっております。これらの数値を用いて、現行、諮問案の税率を積算しています。

現行税率で試算しますと、平成 26 年度調定見込み額合計で 2 億 8, 575 万 1, 000 円、収入見込み額は 2 億 6, 970 万円です。調定は納税義務者が納めるべき金額で、収入見込み額は調定額に収納率を乗じて求めています。

右の表は諮問案の税率で試算しています。26 年度調定見込み額合計で 2 億 4, 382 万 2, 000 円、収入見込み額は 2 億 3, 020 万円です。その表の右の表は差し引きしたものをあげています。現行税率から諮問案の税率に引き下げることにより、収入見込み額は 3, 950 万円の減額となります。下に応益割 1 世帯当たりの調定額、1 人当たりの調定額をお示ししています。

1 世帯当たりの調定額は現行で 10 万 5, 912 円、諮問案では 9 万 3, 711 円、差引 1 万 5, 541 円の減、1 人当たりの調定額は現行では 6 万 2, 722 円、諮問案では 5 万 1, 428 円、差引 8, 844 円減で、ともに 14.7% の減となり、

限度額超過世帯については、現行41世帯、諮問案では34世帯で、7世帯の減となります。

14ページをお開きください。14ページは後期高齢者支援分についてです。(1)の税率については変更はございません。限度額が引き上げとなっています。(2)の基礎数値については、医療分と同じでございます。現行と諮問案で異なっておりますのは、先ほど申し上げました限度額に加え、2割、5割軽減の拡充が影響しており、軽減額は増加し、限度額を超過するものについては減少しておりますので、トータルの収入見込みで20万円の減額となる見込みです。限度額超過世帯では、現行104世帯、諮問案では68世帯で、35世帯の減となっています。

資料15ページをお開きください。15ページは介護納付金分についてです。税率等の改正について、(1)の税率については変更はございません。限度額が引き下げになっております。(2)の基礎数値につきましては、世帯数が一般で977世帯、退職で241世帯、被保険者数は一般で1,164人、退職で326人です。後期高齢者支援分同様、限度額の引き上げに加え、2割、5割軽減の拡充が影響しております。トータルの収入見込みで30万円の増額となる見込みです。限度額超過世帯につきましては、現行53世帯、諮問案では40世帯で、13世帯の減となります。

資料16ページ、17ページには、平成21年度から平成26年度までの医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の税率等をお示ししています。

資料18ページから20ページには、中播磨地区管内各市町の医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の保険税率一覧表をつけておりますので、ご参照ください。

資料1ページに戻っていただきたいと思っております。1ページから2ページに、今回地方税法の改正に伴う軽減対象の拡充と賦課限度額の見直し及び保険税率に関する改正の内容を左欄に改正条項、中央欄に改正内容、右欄に現行の内容をお示ししています。また、資料3ページから6ページに条例の新旧対照表をつけていますので、ご参照ください。

この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から施行するものです。なお、改正後の規定は、平成26年度以後の年度分の保険税について適用し、平成25年度分までの保険税については、なお従前の例によるものです。

以上で、議案第34号の説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 日程第12 発議第1号 福崎町議会基本条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第12、発議第1号、福崎町議会基本条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を議会運営委員長に求めます。

議会運営委員長 発議第1号、福崎町議会基本条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

福崎町議会では、町民の生活に多大な影響を与える行動計画には、議会が責任を持ってかわっていくということで、議会基本条例第22条で議決事項を追加しております。同条第3号その中で規定しております公営住宅再生マスタープランが、公営住宅等長寿命化計画に名称を変更することになったことから、所要の改正をしようとするものであります。

なお、本案は公布の日から施行することとしております。

以上、地方自治法第109条第6項及び福崎町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出いたしますので、議員各位の賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長 議案説明の途中ですが、しばらく休憩をいたします。  
再開時刻は10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

### 日程第13 質疑

議 長 日程第13は、議案に対する質疑であります。

それでは、報告第5号、議会の委任による専決処分の報告（損害賠償の額を定め和解すること）について、質疑はありませんか。

1 0 番 報告第5号、物損については和解ができたということなのですが、人身事故については、今後、治癒すればその話をするんだと、こういう話であったかと思うんです。

その人身事故の内容について、もう少し詳しく説明を求めたいと思います。

税 務 課 長 人身事故についての内容なのですが、〇〇さんは昭和6年1月生まれで、現在83歳になっておられるのですが、高齢で腰部の打撲があったのですが、その治療の途中に心臓疾患で1カ月余り入院をされることになりまして、その治療に専念をされているということで、腰部の治療も行いながら、5月中には示談が調うであろうということ聞いております。

その後また議案として上程させていただきたいと、このように思っております。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

4 番 この報告第5号、6号とも、約2カ月で2回も税務課の事故ということなのですが、事故が起こった後、どのような指導をされていますか。

税 務 課 長 特に外出するときは、課員はもとより、相互で交通法規を守ってもらうように、注意をしております。また、運転中は常に歩行者なり前方をよく注意をして、安全運転に心がけていただくような注意を促しております。

4 番 2月、3月といたら、税務課非常に忙しい時期で、これも子どもさんやお年寄りやったら、大変な事故になっと思ったと思うので、十分これからも気をつけていただきたいと。

税 務 課 長 議員がおっしゃることを常に心がけて、課員一同十分今後も注意をして運転をしていきたいと、このように思っております。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、報告第6号、議会の委任による専決処分の報告（損害賠償の額を定め和解すること）について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、報告第7号、議会の委任による専決処分の報告（損害賠償の額を定め和解

すること)について、質疑はありませんか。

- 3 番 ただ今の5号、6号と違いまして、この7号の事故の概要を見ましたら、停止したところに相手のライトバンがオーバーランして前方、バスの前方、右前方と接触したというふうに記述があるんですが、これは相手方の過失がほぼ100%に近いような状態の事故じゃないかと私思うんですが、その辺のあたりの説明をお願いしたいと思います。

学校教育課長 この今回の事故につきましては、保育バスは走行しておりましたが、相手方の車が上がってくることが見えたために、直前に停止をして待っておったと、そこに相手方がぶつかったという事例でございます。

その過失がゼロになる、このような状況でのゼロになるケースとしましては、こちら側が継続的に、長時間にわたって駐車しておると、それから、センターラインのある道路であって、相手はそのセンターラインを越えてぶつかったケース、このようなケースは過失ゼロというのが認められますけれども、今回の場合は、直前停止ということ、それからセンターラインがない道路であったということから、こちらの側の過失も20%程度あるというのが過去からの判例というようなこともございまして、20%の過失ということとなりました。

- 3 番 園児の送迎ということで、思わぬ事態というものを想定していただいて、またこれからもより安全・安心というんですか、送迎に努めていただきたいと思います。

そしてその事故のこの発生から和解に至るまでに約3カ月ほどかかっているんですね。その辺のことをお尋ねいたします。

学校教育課長 当初、学校教育課のほうとしましても、こちらには過失がないという思いがございましたので、保険会社を通じて、そういう主張もしておりました。そういう中で、話し合いが時間がかかったということもございまして。

- 1 0 番 数点お尋ねをしたいと思うんですが、役場は安全運転管理者の選任する事業所になっておるのかどうか、まずお尋ねをしたいと思います。

総務課長 私が安全運転管理者でございます。

- 1 0 番 先ほども出ておったんですが、交通事故防止対策、これについて、25年度どのような研修なり訓練なり、そういったものを行われたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

総務課長 こういった事故が起こった場合、本人から事故の報告書をまず提出をさせます。それに基づきまして、簡単な事故でございましたら、担当課長等から口頭での注意ということになってございます。

今回、第5号につきましては、人身事故でございましたので、町長から文書によります嚴重注意を行ったところでございます。

また、この平素からの安全運転をどうしているかということでございますが、町長から自動車運転マナーの向上についてでございますとか、また、私、安全運転管理者から、交通事故防止について等の文書での啓発は随時行っております。

また、年に2度行っておるんですけれども、運転免許の確認事務というのでも数年前から行っております。またそういった機会も捉まえて、交通事故防止についての注意喚起を行っておるところでございます。

こういった小さな事故の積み重ねがあった上で、また大きな事故も起こってくるようなことも考えられますので、小さな事故から絶対にならないように、ふだんから心がけてまいりたい、職員には啓発してまいりたいと、このように考えております。

- 1 0 番 よく労災事故で、1、29、300という数字を使われます。小さなけがが、

すり傷程度のけがが300起これば、死亡事故、障害が残るような事故が1件起こるといことです。だから、昨年度ですか、死亡事故が管内で3件ほどあったんですか。そういった非常事態だというようなことも言われておったわけでありす。そういったものが今回のこういった形としてあらわれてきているのかというふうにも思うわけです。

そういった中で、その運転をしなければ町行政は回らないというのが現状であろうというふうに思います。そういった中で、運転をさせる資格というようなものは決められておるのかどうか、運転免許をとって5年とか、3年とかいうような、そういった人に対して運転命令をすとかいうような、そういう資格等は決めておられるのかどうか。

総務課長 運転免許所持者でかつ新入職員におきましては、6カ月間の研修期間ということで、6カ月間は車は乗れないということにしております。6カ月たったものについて、課長からの申請によりまして、運転を認めているという状況でございます。

10番 6カ月がいいのか、1年がいいのかわかりませんが、新入社員は私の経験からいきますと、よく事故を起こします。そういったことを考えると、やはりもう少し慎重な資格を考えてもらってもいいのかなというふうに思うんです。

それと、スクールバス、マイクロバスの修理はどのようになっているのか、お聞きをしたいと思います。

学校教育課長 保育バスの修理につきましては、修理費が11万3,400円かかっております。このうちの相手方の過失割合80%となりますので、そのうちの80%となります9万720円を相手方から負担をしていただき、残りの部分については、こちら側の車両保険で対応をいたしました。

議長 ほかには質疑はございませんか。

5番 私は以前に常任委員会でもお話をさせてもらったわけなんですけれども、やはり役場の車に乗るときに、非常に住民さんが見ているわけなんです。そういう中におきまして、いろんな形でもって、直接役場のほうにはお電話がないと思えますけれども、私はたびたび聞くことがあるんです。例えば、シートベルト、あるいはたばこというようなことがありましたので、やはりその辺もしっかりとしていかなければいけないわけなんです。

このように今回も、近いときに3件も事故が発生しているということで、この事後報告がありますけれども、それに対しての対策、これはあくまでも報告だけをもって、これに対しての対策です。その運転手、またあるいは事業所としての、それが出ているような感じがするわけなんです。その辺はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

総務課長 平素から交通安全についてはいろいろと啓発をしているところなんですけれども、こういった事故とか、起こったときには、また別途、私なり、また大きな事故の場合は町長から交通安全についての啓発をさせていただいているところでございます。

それから、また、公用車を運転する場合、職業として運転されている方はそんなにございませぬ。通常は一般事務で入っております、ちょっと町内で用事があるといったときに、運転をしているわけなんですけれども、キーを借りに行くときには、一声運動というんですか、ちょっと運転するとき、気をつけて行ってらっしゃいとかいうような鍵の受け渡しのときに、そういった一声運動なども効果があるのかなというふうなことで、今後またこんなことも考えていきたいなというふうには思っております。

5 番 よく確認をするためには、列車の運転士が呼称確認をしております。指を指して指差確認、呼称確認、口でしゃべると、今回の事故も見ていますと、やはりこう運転手側の行為がちょっとう過失があるような感じがするわけなんです。要するにその運転中に事故を起こしたということは、幾ら相手が悪くても、防衛運転ができてなかったとか、またあるいは確認ができていなかったということが出てくるわけなんです。さきの5号、6号におきましては、確認不足という形になるわけなんですけれども、やはり交差点に入る前に、左右の確認をもちろんこれ運転手はそういうふうな勉強してますので、するわけなんですけれども、それをやはり口に出して、右よし、左よしという形の呼称確認をしながら運転をしていけば、事故は大分減ると思うんです。

私も以前、会社勤めが長かった関係上、そういうふうな管理もしてしまして、非常にその事故が多かったときがあります。しかし、そうやって、車をとめたら、車はタイヤです。丸いですから、これはもう動いてしまう。それじゃあどうしましようかということで、とまっている車にも歯どめをかけると、両サイド。それによって、車が発車をしないということになりますし、また、自分で声をかけて運転することによって、確認がさらに深まっていくということで、それも事故の防止につながっていくわけなんです。

ですからやはり、そういうことを、確かに今課長がおっしゃったように、本来の仕事は事務職かもわかりませんが、どうしても今の時代は車でもって出る回数が多いわけですから、それはもう本当に大切な行為であるし、そして先ほども言いましたように、住民さんが全て見てるんです。「役場の車」と看板がありますので。ですから、それをやはり自分たちが意識していきながら、そしてましてその役場自体が安全運転を宣言していくんだという形の模範的な運転をしていかなければ、これはやはりなかなか住民に納得してもらえないんじゃないかなという気がしますので、その辺を、例えばその車に、私たち福崎町は交通安全宣言の町なんだというくらいの決意を持って運転ができるような、そういう形でもって、今後事故のないように、取り組みをしていただきたいというふうに思いますけれども、その点どうでしょうか、副町長。

副 町 長 まさにそのとおりでありまして、私ども交通安全対策は行政の事務の一環だというように思っております。毎月交通安全デーの中で、毎月5日、また5日が土曜日でありますとか、日曜日の場合は15日に、交通指導、立ち番をさせていただいております。そういったような形の中で取り組んでいきたいというふうに思っております。

一般的な話でいいますと、事故を起こすときには見込み運転でありますとか、うっかり運転、こういったような事柄が日常の中で出てきて、ひやっとしたり、事故につながったりといったような事柄が多いように聞いておりまして、そういうことのないように、今、富田議員が言われましたように、しっかりと自覚を持って運転するように、今後も職員に運転を進めていってほしいという気持ちでもありますし、また、本日いただきましたご意見等につきましては、全職員に掲示板で貼りつけをして、対応していただきたいという旨をお伝えしたいというふうに思っております。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、報告第8号、議会の委任による専決処分報告(西光寺地区下水道舗装本復旧工事(その2))について、質疑はありますか。

3 番 先ほど課長より工事請負契約の変更内容の説明をお聞きしたんですけれども、消費税だけの変更ということで説明があったんですが、そうすればその3月議会で提案をされてもよかったんじゃないかと思うんですが、その辺のあたりの説明をお願いいたします。

上下水道課長 ご指摘のとおり、消費税だけの変更でございますので、3月議会でも可能でございました。ただ、消費税の改正が4月1日からというところでございますが、この工事につきましては、3月中にできれば部分完了をし、部分的にでも引き受けをすればと思って、3月末まで頑張っておりましたが、部分完了ができなかったもので、このたびこの消費税だけの専決の報告となった次第でございます。

3 番 その頑張ってもらって3月中に工事が完成して完了ということになれば、これが発生しなかったということですよ。

上下水道課長 先ほどご説明したとおり、部分完了ということでございますので、仮に部分完了を受けましても、残りの分につきましては、4月以降になってしまいますので、その分については8%の適用になります。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第31号、専決処分の承認を求めること（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）について、質疑はありますか。

8 番 まず、このたびの法人町民税の一部国税化に伴う税率の改正について、12.9%から9.7%に減るということで、これはどれぐらいの減収になるのか、わかりますでしょうか。

税 務 課 長 法人税の所得割の減額につきましては、約8,000万円と見込んでおります。

8 番 今回のこの上位法令の改正で法人税、収入減にはなるけれども、交付税措置が行われるというふうになっておりますが、これにおける歳入見込みは幾らぐらいになりますでしょうか。

企画財政課長 先ほどの法人税の減収が8,000万円程度になりますので、その分、基準財政収入額、交付税の算定におきます基準財政収入額は、その75%が見られますので、実際には2,000万円ほど減収になるということになります。

副 町 長 この国税化される減収分につきましては、国が再配分をまた地方にするといったような形になります。その額は今のところまだ示されておりませんが、福崎町全体では影響額は多分1,000万円前後ぐらいになるのではないかとこのように言われております。

福崎町法人税割りの額が非常に12町の中では高いほうでございます。影響額は出てまいるというところであります。

8 番 次に、今回三つ上げられてますけれども、軽自動車税の税額変更ですけれども、こちらに関しては平成27年度からの改正というふうに記載されておりますけれども、こちらなぜ専決処分、まだ期間的にあるのではないかと、なぜ専決処分をされたのか、今臨時議会に上げられているのか、定例会、6月定例では間に合わなかったのでしょうか。

税 務 課 長 地方税の改正につきましては、多くの改正内容を含んでおりまして、先ほど議員が言われましたように、軽自動車税につきましては、28年度から税額が変わるんですが、4月1日から施行されているものも多くあり、一体的に内容ごとにわけのではなく、改正事項を一体的に改正をさせていただいて、専決処分をさせていただいたということで、3月31日に専決処分をさせていただきました。

地方税法の改正です。上位法令の改正です。

8 番 事務的な問題ということもあると思いますけれども、やはり特に税の問題であり、住民に多くの問題がかかってきますので、できる限り慎重に審議して行く中、我々も時間をいただけるようにして、審議ができるような形で進めていただけたらなと思います。

次に、特例措置のわがまち条例の設置、見直し延長についてですけれども、この中で、第7項で地下街などについてと書いてありますけれども、このまずなどというものは何が含まれているのか、そして、福崎町において地下街はないと思うんですけど、これは条例を設置する必要があるのか、対処するようなものがあれば、教えていただきたいと思います。

副 町 長 私のほうからは軽自動車税の税額変更についてでありますけれども、これは上位法令、地方税法の改正に基づいた形の中で条例を改正すると、上位法令に合わすといったような改正でありますので、ご理解賜りたいと思います。

税 務 課 長 わがまち特例の制定についてなんですが、地下街等の浸水防止施設とありますのは、不特定多数のものが利用する地下街及び地下を備えた施設というものも含んでおるということで、例えば、建物で地下を備えている建物、建築物等で、地下に入るところの止水板とか、防水扉、排水ポンプを備えるというような対処になっておりまして、当町では該当はございません。上位法令で、条例で設置しなさいというような関係で、条例で設置をさせていただいたということでございます。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第32号、専決処分の承認を求めること（福崎町手数料条例の一部を改正する条例）について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第33号、専決処分の承認を求めること（平成26年度福崎町一般会計補正予算（第1号））について、質疑はございませんか。

1 1 番 事故の後処理ということですが、その事故そのものについて、設計及び工事の管理等について、町が責任を問われるようなことはもう出てこないという、そういうふうな理解でよろしいでしょうか。

農林振興課長 今のところ、そういったことは労働基準監督署からも聞いておりません。また町等に指導がある場合は、また文書等でお知らせをするということで、お聞きをしております。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

3 番 説明聞いておりまして、3月11日に作業員の方が死亡されるという事故が発生した工事の中断後の残りの工事ということでございますので、安全面を含めまして、どのように取り組まれているというんですか、それを教えていただきたいと思います。

農林振興課長 この現在におきましては、新しい業者も決まり、工事を進めているところでございます。そういった中で、姫路の労働基準監督署からも、現場視察を行っておられます。その中におきましては、作業の状況、それから、どういった作業の手順等につきましても、現場の代理人等に聞き取りをしておられます。そういった中におきましては、当然、問題になっておりましたショベルカーにつきましても、クレーン機能つきのショベルカーを使用しながら、行っているところでございます。

す。その中におきましても、従業員の配置とか、作業前のミーティング等を行いながら、実施をしているところでございます。

3 番 今説明聞きました、安全面を重視して、慎重に工事をしていただいているという説明でございました。

安全に慎重に工事をしていただかなければいけないんですけれども、先日民生まちづくり委員会で、5月末までに工事が完了するという説明があったと聞くんですが、きのう私その現場を見に行っただんですが、まだその5月末で完了するにはちょっと厳しいんじゃないかというふうな状況でございまして、聞くところによりますと、その應聖寺さんは6月になりますと花の季節というんですか、多くの方、観光客の方も来られるということですので、その観光客の方の安全とか、また付近の方の安全、またそれで車のスペース、駐車スペースのこともありますので、そこらをまたよく検討してほしいと思うんですが、その点について、お伺いいたします。

農林振興課長 現場につきましては、工期的には5月30日ということで進めております。当然、お寺さまの行事もたくさん予定されております。また、今、言われましたように、6月には花のお寺ということでイベントもあり、バスも入ってくるということから、駐車場の確保ということが義務づけられるというような状況になってきております。

今現在、コンクリート上段も打ち終わりました、今後、型枠を外して、それから埋め戻しにかかるということで、雨の影響もあるんでございますけれども、5月30日を目指して頑張っているところでございます。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

5 番 先ほどの説明では、工事を早期完成するために緊急の指定業者をお願いしたということでございますけれども、この緊急指定業者の指定はどのような方法でもってしたのでしょうか。その辺の説明をお願いいたします。

企画財政課長 2年に1度業者の認定を行いますけれども、そのときに緊急指定業者の申し出がございまして、その業者の機材でありますとか、力があるかどうかを現地も確認しながら、調査をいたしまして、適任のところには緊急指定をしているところでございます。

5 番 福崎町ではそのような緊急指定業者は何社ぐらい登録されているのでしょうか。

企画財政課長 7月1日から切りかわりますが、現在のところは藤澤工業、播州興産、松本組、クレールの4社でございます。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第34号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

8 番 今回、34号で国民健康保険税の大幅な値下げをしようとしてされております。もちろんこれは非常に望ましいことではございますが、1点気になりますのが、まず下げるに当たって、今後の展望として、前回介護保険料が急激な値上がりがあったようなことがあります。今回はそのようなことなく、ある一定の期間継続的にこの金額は保てるのか、また次回検討されるときに急激な増額はしなくて済むのでしょうか。

健康福祉課長 今後の展望で、急激な保険料の増額はということでございますが、現在の現行の保険料は24年に医療費の伸びを参考に税率を引き上げる改正を行いました。その後、3年間の医療費の実績を見ますと、予想をしていた以上に、1人当たり、

また1件当たりの医療費の伸びが減少しましたもので、25年度末の基金保有額が税務課長の説明にもありましたように、約1億5,000万円となります。適正な基金保有額としまして、約5,000万円を残しまして、26年から28年までの3年間で約1億円を取り崩す予定で、保険料の算定をしております。

今後の展望につきましては、26年の予算の見込みを見ますと、歳出では保険給付の伸び率から見ますと、約7,000万円程度減少する見込みで、収入につきましても同様の減少となります。それにおきまして、基金保有額は予想計画どおりの今年度の決算後末には、予定どおりの1億円となる見込みで、3年間程度は安定した運営ができるものと思っております。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、発議第1号、福崎町議会基本条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、本臨時会に付議されました全ての報告及び議案に対する質疑を終結いたします。

#### 日程第14 討論・採決

議 長 日程第14は、討論・採決であります。

議案番号順に1件ずつ進めてまいります。

それでは、議案第31号、専決処分の承認を求めること（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第31号、専決処分の承認を求めること（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第31号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次、議案第32号、専決処分の承認を求めること（福崎町手数料条例の一部を改正する条例）について、討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第32号、専決処分の承認を求めること（福崎町手数料条例の一部を改正する条例）について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第32号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次、議案第33号、専決処分の承認を求めること（平成26年度福崎町一般会計補正予算（第1号））について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第33号、専決処分の承認を求めること（平成26年度福崎町一般会計補正予算（第1号））について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第33号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次、議案第34号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第34号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第34号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、発議第1号、福崎町議会基本条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

発議第1号、福崎町議会基本条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、発議第1号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、第455回福崎町議会臨時会の日程を全て終了することになりました。

よって、本定例会を閉会することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

第455回福崎町議会臨時会を閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は臨時会が招集されましたところ、早朝からご参集を賜り、提案のありま

した議案に対し慎重に審議をいただき、ありがとうございました。

また、議事の運営につきましても、格段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

月がかわりますと、6月議会の定例会が控えております。どうか、議員の皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛の上、議員活動と町政発展のためにご精励賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

閉会に当たりまして、町長からご挨拶をいただきます。

町長 閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

農繁期を目前にいたしました忙しい時期でありましたけれども、そろってご参加をいただきまして、提案いたしました議案について、慎重な審議をしていただき、その全てを原案どおり可決していただきましたことに、心からお礼を申し上げます。

なお、質問の中で、たくさんのご指摘をいただいておりますけれども、今回の報告及び議案の中には、私たちが行ってはならない事故、こういったものが含まれておりました。こうした事柄につきましても、より一層気をつけまして、交通事故はもちろんのこと、工事上の事故、その他の事故でも起こらないように、全員全力を挙げて取り組んでまいりたい。このように考えております。

そしてまた、議案の国民健康保険税条例についての改正がございましたけれども、これについて、私は三つの点で報告をしたいというふうに思っているわけでございます。

この臨時議会でこのように税制を改正するということについては、一つには予算を立てるときに現状分析をきちっとそのときにしておけば、こういうふうな途中で議案を提案して税制、税率を改正するということはなかったのではないかとこのように思っているわけでありまして。

したがって、予算を立てるときに、福崎町の財政状況、そして町民の皆さんの健康状況、お医者さんにかかれる事態というのを、もう少し精査に研究をいたしまして、予算のときの上程をしっかりとしてまいりたいというのが第1点であります。

2点目、3点目は、これは町民に皆さんに感謝を申し上げることでもあります。これには議会議員の皆さんの並々ならぬご協力とご指摘があって、このようになったと思っているわけでありまして。一つは食育であります。福崎町は食育に随分力を入れ取り組んでおります。そしてビッグな食材としてのもち麦などの普及もしておりますけれども、こうした食育の効果がもし出ているとすれば、これは大変うれしいことだと思っているわけでありまして。

したがって、今後とも食育に力を入れまして、町民全体の健康増進が一層、毎日の食事から進んでまいればよいと思っておりますので、一層食育には力を入れてまいりたいと考えております。

もう1点は、各老人クラブ等で、あるいは各集落で行われておりますミニデイサービス、あるいはふくろう体操、筋肉トレーニングといった、こうした健康増進、そして体力保持という取り組みが、幅広く行われている効果が、医療費削減に、お医者さんに余り行かなくてもよかったのではないかと、もしそうであるとすれば、これも町民の皆さんに大いに感謝申し上げ、今後ともそうした事柄について、全庁上げて取り組んでいく必要があるかと思っているわけでありまして。

後の2点につきましても、町民の皆さんに心から感謝を申し上げたいし、議会

議員の皆さんの日ごろのご指摘がそれにあられてきたのだと感謝をしているわけでございます。

以上、申し上げます、本日のお礼とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 それでは、これもちまして、臨時会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時28分

議長 なお、11時45分から全員協議会を開催しますので、議員の皆さんは第1委員会室にご参集をお願いいたします。

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

平成26年7月

福崎町議会議長 志 水 正 幸

福崎町議会議員 北 山 孝 彦

福崎町議会議員 前 川 裕 量